

事 務 連 絡
平成31年3月20日

保険医療機関
保険薬局
訪問看護ステーション

} 各位

山形県国民健康保険団体連合会事務局長
(公 印 省 略)

県外国保組合加入者等に係る福祉医療の現物給付の実施について（通知）

本会事業運営につきまして、日ごろ格別なる御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、これまで県外国保組合加入者等に係る福祉医療の現物給付は全国土木建築国保組合（保険者番号 133033）のみとしておりましたが、その他の県外国保組合加入者等でも医療証が発行されている場合は、下記のとおり現物給付を実施いたしますので御協力をお願いいたします。

記

1. 対象の福祉医療

- ・山形県重度心身障がい（児）者医療（法別 81、82）
- ・山形県子育て支援医療（法別 83、84）
- ・山形県ひとり親家庭等医療（法別 85）

及び上記各医療給付事業に準ずる市町村単独事業

2. 現物給付の開始時期等

2019年7月診療分より公費併用レセプトとして請求してください。

なお、システム改修が間に合わない等に対応が困難な場合は、保険単独レセプト（他の公費がある場合は福祉医療を除く公費併用レセプト）として請求してください。この場合、患者一部負担金のうち福祉医療給付の対象分は本人が市町村へ償還払の申請をすることとなります。

また、2019年6月診療分以前の全国土木建築国保組合（保険者番号 133033）を除く県外国保組合加入者等に係る福祉医療の併用レセプトが提出された場合は、これまでどおり返戻となりますので御留意ください。

3. その他の県外国保組合について

主に次のものですが、これ以外の県外国保組合でも県内市町村に住所を有しており医療証が発行されている場合は現物給付の対象となります。

保険者番号	保険者名
133298	全国建設工事業
133280	全国板金業
133264	中央建設
133231	全国左官タイル塗装業

担当 電算課支払係 伊藤
TEL (0237)87-8008